

# 未登記家屋の状況を変更した場合には届出を！

法務局に登録していない家屋(未登記家屋)を取り壊したり、所有者を変更する場合は、税務課に届出が必要です。

届出がない場合、現在の状況が正確に把握できないため、翌年度も従前の所有者に対して固定資産税が課税される恐れがありますので、速やかに届出を行ってください。

## ■届出に必要なもの

### ①取り壊した場合

家屋滅失申告書(町指定様式)、家屋を取り壊した事実及びその年月日を確認できる書類(領収書等の写し)

### ②所有者を変更する場合

未登記家屋名義変更届(町指定様式)、変更の理由が確認できる書類(遺産分割協議書、売買契約書等の写し)

※町指定様式は税務課で配布。また、町ホームページにてダウンロードできます。

なお、法務局に登録されている家屋については、滅失登記や所有権移転登記を行うと、法務局から町にその通知があるため、町への届出は特に必要ありません。ただし、滅失登記が翌年に渡る場合には税務課までご連絡ください。

# 消費生活情報

**Q** 未成年の子どもがノンアルコール飲料を飲みたがる。飲んでもいいのだろうか。

**A** ノンアルコール飲料は飲酒運転防止のための飲料と考えがちですが、最近ではドライバーだけでなく、家庭での食事時の飲料として飲まれることが多くなっていると言います。また、健康意識の高まりを受けて、「休肝日」などの飲み物として愛飲されることも珍しくないようです。

酒類業中央団体連絡協議会加盟の8団体で構成される「飲酒に関する連絡協議会」は、「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」を定めています。

その中で「ノンアルコール飲料」の定義は、「アルコール度数0.00%で、味わいが酒類に類似しており、満20歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているものとする」とあります。

アルコールが入っていないので未成年が飲んでも法違反ではありませんが、10代から酒類の味を覚えたり習慣化したりすることが将来、健康的にアルコールと付き合うことの妨げにもなるとして、満20歳以上の成人の飲用を想定していると言います。

さらに販売方法について、酒類については小売業者の販売管理研修において区分陳列及び年齢確認の上、販売するように指導されていることに鑑み、ノンアルコール飲料についても同様の対応をするものとされています。

消費生活相談を実施しています ☎991-1854 月曜～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

# 放射線量測定結果について

毎月第1木曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。

■測定日／10月2日(木)＜第110回測定＞単位はマイクロシーベルト毎時

	測定場所	測定値
最小値	大川戸農村センター(砂利敷)	0.058
最大値	老人福祉センター(土の上)	0.103

※町の基準…0.190マイクロシーベルト毎時(5市1町の基準は、測定の高さ地上1メートル0.230マイクロシーベルト毎時ですが、町では地上50センチメートルの高さにおける測定値が0.190マイクロシーベルト毎時を超えた場合は、放射線量低減化作業を行うこととしています。)

※その他の施設については、町ホームページをご覧ください。